

# 上下水道局水道メーター売払い仕様書

1 件 名 上下水道局水道メーター売払い

2 品名及び数量 **別紙1「水道メーター売却予定一覧表」**のとおり

上下水道局水道事業部分 約 5,011.7キログラム

- ① 水道メーター（ビスマス：B表記 金属のみ） 約 4,508.8キログラム（目測）
- ② 水道メーター（エコプラス：E表記 金属のみ） 約 502.9キログラム（目測）

※水道メーターはすべて分解分別し金属のみの状態です。

※数量は目測のため、実際の重量と異なる場合がありますので、了承の上で入札に参加してください。

※材質については、下記「3 材質」のとおりです。

3 材 質

(1) ビスマス

①JIS H5120 ビスマス青銅鋳物 1種、2種（JIS規格部品材料表示：CAC901、902）

②JIS H5120 ビスマスセレン青銅鋳物 1種（JIS規格部品材料表示：CAC911）

(2) エコプラス

JIS H5120 シルジン青銅鋳物 4種（JIS規格部品材料表示：CAC804）

4 売払い物品の確認

入札参加者は、以下の期間内において、現場確認（引渡し場所、保管状況、売払い物品の確認）を行うことができます。なお、現場確認をしていないことを理由に異議を申し立てることはできません。

保 管 場 所：清水区船越資材倉庫（静岡市清水区木の下町174、187番地）

現地確認可能期間：**令和7年9月22日（月）～令和7年10月7日（火）**

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

※事前にお客様サービス課（電話054-270-9136）に電話連絡し、現場確認の日時を協議してください。

※保管場所の詳細は、**別紙2「上下水道局水道メーター売払い 位置図」**を参照してください。

5 引渡し場所

船越資材倉庫（静岡市清水区木の下町174、187番地）

6 搬出作業

(1) 搬出完了期限 **令和7年11月28日（金）午後4時**

(2) 搬出は閉庁日を除く午前9時30分から正午又は午後1時から午後4時までとし、搬出日、時間は、売払い主管課担当と協議してください。

(3) 搬出作業には職員が立会い、写真撮影等出車ごとの搬出確認を行います。

(4) 車への過積載や、運搬時に資材が落下することがないようにしてください。

7 計 量

(1) 現状のまま売却するので、土砂引き等の差し引きはしないでください。

- (2) 計量は、計量法に基づく県内の一般計量証明事業者において重量を計測し、計量証明書を提出してください。なお、計量証明書には計量年月日、時間の記入を行った上で必ず原本を提出してください。計量証明書の提出期限は、**令和7年12月12日(金)**とします。
- (3) 積み込み後は、毎回搬出ごとに、ただちに計量してください。

## 8 売買代金の納入

- (1) 納入金額  
納入金額は、契約単価（消費税込み）に重量を乗じた額（円未満切捨て）とします。
- (2) 納入期限 **令和8年1月16日(金)**
- (3) 売買代金の納入方法  
売買代金の納入は水道事業分の納入通知書により指定金融機関で納入期限までに払い込んでください。

## 9 搬出計画

- (1) 搬出計画表提出期限 **令和7年10月30日(木)午後4時**
- (2) 契約決定後、買受人は搬出予定日及び搬出予定時間、搬出する車両台数、車両ナンバー及び1台あたりの最大積載量、合計積載量を**別紙3「上下水道局水道メーター売払い 搬出計画表」**に記入して、売払い主管課担当までご提出ください。
- (3) 同計画を変更しようとする際は、事前に売払い主管課担当に承諾を得たうえで、計画と実際の搬出時で相違がないようにしてください。

## 10 契約の方法等

- (1) **契約書書式(別紙4「売買契約書」)**を決定者との契約締結に使用しますので、契約内容等ご承知のうえ、入札に参加してください。
- (2) 入札書の入札金額には、売払い物品の搬出、運搬、計量等の一切の費用も含め、土砂・錆等の付着物が付いた状態(現状)での1kg当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)を記入してください。入札金額がゼロ又はマイナスとなり、買取りでの価格がつかない場合は、入札に参加はできません。

## 11 その他

- (1) 売払い物品の取扱いについては、関係法令等に従って適正に行ってください。
- (2) 売払い物品を引き渡した以後において、当該物品の原因による事故等が発生しても市(売払い側)は一切の責任を負わないこととします。
- (3) 保管場所の詳細は、事前に各保管場所の担当に確認してください。
- (4) その他不明な点がある場合は、必ず下記担当に確認してください。

## 12 担当

- (1) 売払い主管課担当(搬出日時協議・計量証明書提出・代金納入先)  
上下水道局経営管理部上下水道経理課 経理第1係 白鳥  
静岡市葵区七間町15-1 上下水道局庁舎6階 電話054-270-9204
- (2) 契約主管課担当(入札、契約締結)  
財政局財政部契約課(静岡庁舎新館10階)物品調達係 木村 電話054-221-1347

## 水道メーター売却予定一覧表

課名 **お客様サービス課**

保管場所	種別	数量	単位	単位当たり 重量 kg	重量合計 kg	写真No.
清水区船越資材倉庫	φ13 ビスマス	36	個	0.7	25.2	船越1
清水区船越資材倉庫	φ20 ビスマス	3,125	個	1.4	4,375.0	船越2、船越3
清水区船越資材倉庫	φ20 エコプラス	377	個	1.3	490.1	船越4
清水区船越資材倉庫	φ25 ビスマス	61	個	1.6	97.6	船越5
清水区船越資材倉庫	φ25 エコプラス	8	個	1.6	12.8	船越6
清水区船越資材倉庫	φ30 ビスマス	2	個	2.4	4.8	船越7
清水区船越資材倉庫	φ40 ビスマス	2	個	3.1	6.2	船越8
ビスマス重量					4,508.8	
エコプラス重量					502.9	
重量総計					5,011.7	

# 清水区船越資材倉庫 位置図⑤



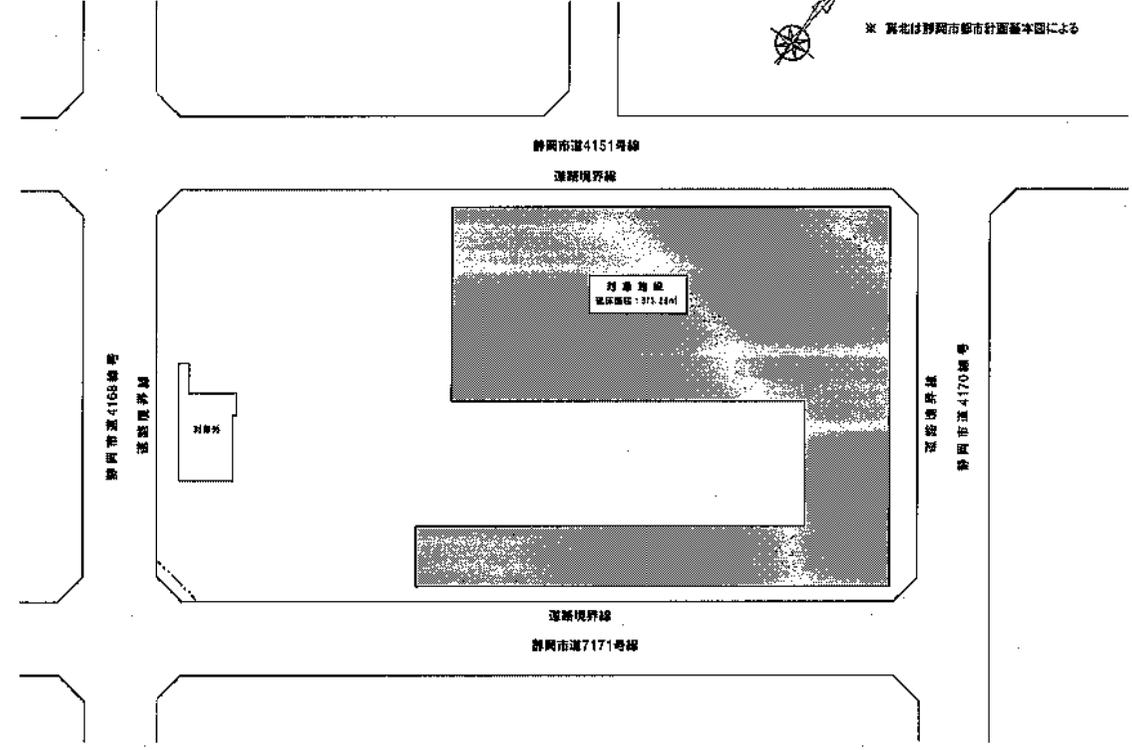
清水区船越資材倉庫  
所在地 静岡市清水区木の下町174、187番地

案内図 S=1/2500

静岡市清水区木の下町174、187番地



※ 真北は静岡市都市計画基本図による



配置図 S=1/300

## 上下水道局水道メーター売払い 搬出計画表

記入日 令和7年 月 日

【提出先】 静岡市上下水道局経営管理部上下水道経理課 白鳥 (FAX : 054-270-9216)

記入者氏名 ( )

区分	No.	搬出場所	種別	予定数量(kg)	搬出予定日	搬出予定時間	a		b		合計積載量(kg)
							車両台数(台)	車両ナンバー	1台あたり 最大積載量(kg)	c=a×b	
水道 事業 分	1	清水区船越資材倉庫	ビスマス	4,508.8	月 日 ( )	:					
	2	清水区船越資材倉庫	エコプラス	502.9	月 日 ( )	:					
計			0	5,011.7							

## (案)

## 売 買 契 約 書

上下水道局水道メーターの売買に関し、売渡人静岡市公営企業と買受人[ ]との間に、次のとおり契約を締結する。

## (信義誠実の義務)

第1条 売渡人及び買受人は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

## (売買物件の表示)

第2条 売渡人は、その所有に係る仕様書に掲げる上下水道局道メーターを現状のまま買受人に売り渡し、買受人は、これを買受けるものとする。

## (売買物件の引渡し等)

第3条 売買物件の引渡しは、売渡人の指定する日時及び場所において行うものとし、買受人は、当該売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。

2 買受人は、当該売買物件の引渡しを受けたときは、仕様書に掲げる搬出完了期限までに当該売買物件を搬出するものとする。

3 買受人は、当該売買物件の搬出後、直ちにその重量を計測の上、その計量証明書を仕様書に掲げる提出期限までに売渡人に提出するものとし、売渡人はこれを確認するものとする。

## (履行の追完等)

第4条 前条に規定する引渡し後において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるとしても、売渡人は、契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の責めを負わないものとする。

## (売買代金の額及び納入)

第5条 売買物件の売買代金は、売買物件1キログラム当たり金[ ]円(うち消費税及び地方消費税の額[ ]円)に第3条第3項による重量を乗じた金額(円未満切捨て)とし、買受人は、売渡人が定める納入通知書により、令和8年1月16日までに売渡人が指定する金融機関に一括して納入するものとする。

## (遅滞金)

第6条 買受人は、前条に規定する納期限までに売買代金を納入しなかったときは、その納期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき、売買代金の2,000分の1に相当する金額を遅滞金として売渡人に支払うものとする。

## (催告による契約の解除)

第7条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 第5条に規定する期限までに売買代金を納入しないとき。

(2) 前号に定める場合のほか、買受人がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、買受人は、売渡人に対し売買代金の100分の10に相当する額を支払うものとする。

## (催告によらない契約の解除等)

第8条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、売渡人は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約を完全に履行することができないことが明らかであるとき。

(2) この契約締結又は履行について、不正の事実があったとき。

(3) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 契約解除の申出をしたとき。

2 買受人は売買物件がその引渡し以前に天災地変その他不測の事由により毀損したときは、この契約を解除することができるものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、買受人は、売渡人に対し売買代金の100分の10に相当する額を支払うものとする。

（損害賠償）

第9条 第7条又は第8条の規定によりこの契約が解除された場合において、売渡人に損害を生じたときは、買受人は、損害賠償の責めを負う。

2 第7条又は第8条の規定によりこの契約が解除された場合において、買受人に損害が生じても、売渡人は、一切その責めを負わない。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第10条 買受人は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、売渡人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として契約単価に予定数量を乗じた額の10分の2に相当する額を売渡人に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 買受人又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の規定は、売渡人に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、売渡人が当該超過する金額の賠償を買受人に請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則（平成15

年規則第 47 号) 第 47 条第 3 項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、売渡人が第 1 項の損害賠償金の支払を買受人に請求することを妨げるものではない。

(市長への報告等)

第 11 条 買受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(契約の失効)

第 12 条 この契約は、売買物件がその引渡し以前に天災地変その他不測の事由により滅失したときは失効するものとする。この場合において、当該売買物件に係る売買代金が納付されている場合は、売渡人は、買受人に対し当該売買物件に係る売買代金を返還し、買受人は、売渡人に対し、当該売買物件に係る売買代金の返還を除く一切の請求を行わないものとする。

(定めのない事項等の処理)

第 13 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、売渡人、買受人協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、売渡人、買受人両者記名押印の上各自 1 通を保有する。ただし、契約内容を記録した電磁的記録により本契約を締結する場合は、当事者が電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区七間町 15 番地の 1

売渡人

静岡市公営企業管理者 遠藤 正方

買受人